

知事指示事項

令和3年9月9日

本日、「三重県緊急事態措置」を9月30日まで延長することを決定した。県内の感染状況は、8月中旬以降新規感染者数が爆発的に増加し、8月26日の515人をピークにやや減少傾向が見られるものの、第4波までと比べるとまだまだ多くの感染者が発生している。入院調整中や自宅療養中の方も非常に多く、残念なことに自宅で療養中にお亡くなりになる事例も発生している。さらに、病床占有率や重症者用病床占有率も大変厳しい状況にあり、現状は全く警戒を緩められる状況ではない。通常医療にも影響が出ている大変厳しいこの状況を一刻も早く改善する必要がある。東海三県が一体となった面的な対策を実施すること。

感染症で苦しむ人、悲しむ人を少しでも減らすために、感染拡大を徹底的に抑え込まなければならない。今回の「三重県緊急事態措置」の延長により第5波をなんとかしても収束させるべく、すべての部局、すべての職員は改めて気を引き締めなおし、最大限の警戒感を持って徹底的に対策を実施すること。

- 1 今回の「三重県緊急事態措置」の延長に伴い、県民・事業者の皆様に対しては厳しい要請を継続することになるため、各部局の持つあらゆるネットワークを駆使し、確実かつ丁寧に周知・説明すること。また、職員においては、県民の模範となるよう、一人ひとりが内容をきちんと理解し、確実に実践するとともに、家族・友人など周囲にも協力を促すこと。
- 2 医療提供体制の強化を続けているが、病床占有率及び重症者用病床占有率は依然高い水準となっており、医療体制のひっ迫が深刻な状況となっている。引き続き医療機関等との連携を密にし、追加病床の確保等に取り組むこと。
- 3 一層の医療機関の負担軽減等を図るため、臨時応急処置施設を適切に運営するとともに、中長期的に対応できる新たな処置施設を早期に確保すること。また、宿泊療養施設において抗体カクテル療法等が行える体制の整備、新たな宿泊療養施設の確保・早期運用開始に取り組むこと。
- 4 感染者の増加に伴い自宅療養者の数が非常に多数にのぼっている。引き続き療養に必要な資機材等の追加調達を適切に行うとともに、「自宅療養フォローアップセンター」の適切な運営や、感染された妊婦の方に対する入院調整の段階からの専門的な支援により、自宅療養者や入院調整中患者に寄り添ったきめ細かなフォローアップに万全を期すこと。
また、民間検査機関の活用も図りながら、保健所における濃厚接触者への検査も確実に実施すること。
- 5 感染力が強いデルタ株への置き換わりが進み、感染経路が不明な患者の割合が高止まりの状況となっている。県営接種会場の開設などによりワクチン接種を推進するとともに、感染者を早期発見し感染拡大防止等を図るため、保育所や放課後児童クラブなどを含めた抗原定性検査キットの配布や、若い世代を含め、検査を希望する県民の方等に対して、無料でPCR検査ができる体制の整備など検査体制の強化に取り組むこと。

- 6 県内全域で、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店への休業要請等や、大規模集客施設等への営業時間短縮要請等を継続する。漏れのないよう周知を徹底、協力をお願いするとともに、問い合わせには相談窓口で丁寧に対応すること。
また、要請に伴う協力金等については、早期支給に向け速やかに取組を進め、影響を受ける事業者に対する他の支援策についても、周知を改めて徹底するなど着実に実施すること。
併せて、見回りによる協力状況の確認について、厳しい要請をしている中でも事業者の協力を得られるよう、丁寧な説明を行うこと。
- 7 児童生徒の感染が増加している中で新学期を迎えたが、児童生徒の安全を第一に考えつつも、学びは継続する必要がある。県立学校においては、引き続きオンライン学習などの在宅学習を基本とし、人との接触機会をできる限りなくす対応をとること。併せて、児童生徒の生活リズムと心身の健康を維持するため、きめ細かな対応を行うこと。
また、保護者の理解と協力を得て、児童生徒に学校内外の普段の生活において自ら感染症対策を意識し、感染リスクが高い活動を控えるなど適切に行動するよう指導すること。
- 8 感染拡大を抑え込むためには、日中も含め人の流れを大幅に減らす必要がある。事業者に対する出勤者削減の協力要請について、関係団体等も通じて、改めて周知徹底すること。
併せて、県においても、感染症対策関連業務に全力で取り組みつつ、業務の性質上出勤が必要な場合を除き、在宅勤務の活用等により、引き続き出勤者削減に取り組むこと。
- 9 県職員の感染が新たに判明したところである。各部局・各職員においては、改めて感染防止対策を徹底すること。
なお、対策として職場の勤務体制を変更する場合も、行政サービス等の質についてはしっかりと維持できる体制とすること。
- 10 感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、誹謗中傷やいじめを受けることは決してあってはならない。また、ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、ワクチン接種を受けない選択をした方に対する差別や誹謗中傷はもちろん、接種の強制も許されるものではない。
あらゆる機会を活用し、そうした行為を行わないよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。